

①

令和8年4月1日から

家庭から出るごみ・せん定枝の 処理手数料が変わります

環境クリーンセンター・リサイクルプラザ

50円/10kg

30kg以下の
場合は無料

100円/10kg

30kg分は無料

せん定枝リサイクルプラント

50円/10kg

30kg以下の
場合は無料

60円/10kg

30kg分は無料

ごみの分別・減量にご協力ください

②

令和8年4月1日から

事業活動から出るごみ・せん定枝の 処理手数料が変わります

環境クリーンセンター・リサイクルプラザ

100円

10kg

200円

10kg

せん定枝リサイクルプラント

60円

10kg

120円

10kg

ごみの減量と適正な処理にご協力ください

③

令和8年4月1日から

詳しい内容
は市HPへ

家庭から出るごみ・せん定枝を 市の処理施設へ持ち込む際の 処理手数料が変わります

環境クリーンセンター・リサイクルプラザ

50円/10kg

30kg以下の
場合は無料

100円/10kg

30kg分は無料

せん定枝リサイクルプラント

50円/10kg

30kg以下の
場合は無料

60円/10kg

30kg分は無料

ごみの分別・減量にご協力ください

エコらんど、各リサイクルステーションは引き続き無料です

ごみ関連施設掲示用ポスター

< 掲示場所 >

①(家庭系)・②(事業系)

- 環境クリーンセンター
- リサイクルプラザ
- せん定枝リサイクルプラント

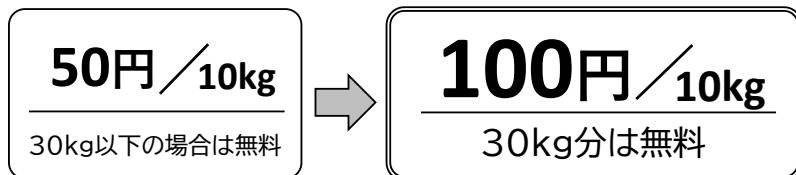
③(家庭系)

- エコらんど
- 各リサイクルステーション(北部・中部・篠目・桜井)

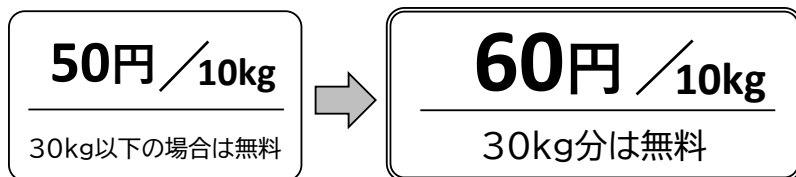
令和8年4月1日から

家庭から出るごみ・せん定枝を
市の処理施設へ持ち込む際の処理手数料が変わります

環境クリーンセンター・リサイクルプラザ



せん定枝リサイクルプラント



どうして処理手数料を改定するのですか？

近年、物価の上昇とともにごみの処理原価(ごみの処理にかかる費用)が上昇しており、ごみ処理施設の利用者が支払うごみ処理手数料との間に隔たりが生じています。そのため、ごみ処理手数料を処理原価に近づけることで、利用者負担の適正化を図ります。

<処理手数料の例(環境クリーンセンター・リサイクルプラザに持ち込む場合)>

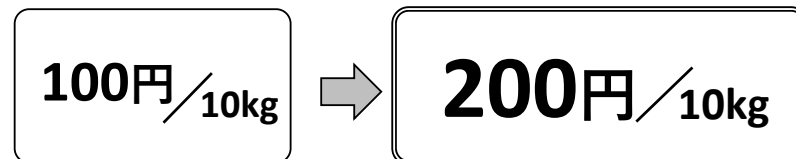
	処理手数料	ごみの重量				
		～30kg	40kg	50kg	60kg	70kg
改定前	50円/10kg ※30kgを超える場合は 全重量 について有料	無料	200円	250円	300円	350円
改定後	100円/10kg ※30kgを超える場合は 30kgを差し引いた重量 について有料	無料	100円	200円	300円	400円

<問合せ> 安城市ごみ資源循環課(清掃事業所) TEL:0566-76-3053

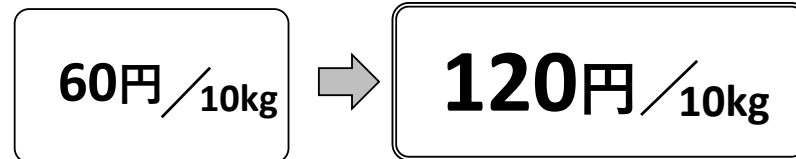
令和8年4月1日から

事業活動に伴って出るごみ(一般廃棄物)・せん定枝を
市の処理施設へ持ち込む際の処理手数料が変わります

環境クリーンセンター・リサイクルプラザ



せん定枝リサイクルプラント



どうして処理手数料を改定するのですか？

近年、物価の上昇とともにごみの処理原価(ごみの処理にかかる費用)が上昇しており、ごみ処理施設の利用者が支払うごみ処理手数料との間に隔たりが生じています。そのため、ごみ処理手数料を処理原価に近づけることで、利用者負担の適正化を図ります。

事業系ごみの適正な処理にご協力ください

事業系ごみの分け方・
出し方早わかりブック



産業廃棄物は持ち込めません！

事業活動に伴って排出される廃プラスチック類、金属類、ガラス類、陶磁器類などの不燃物は産業廃棄物となり、市の処理施設には持ち込めません。適正に分別し、処理してください。

<廃プラスチック類の例>
ペットボトル、発砲スチロール、PPバンド、プラスチック容器包装、ビニール類、ゴムくず等



ごみステーションには出せません！

ごみステーションに出せるのは「家庭から出たごみ」です。事業系ごみを出すことは不法投棄にあたりますので、絶対に出さないでください。



<問合せ> 安城市ごみ資源循環課(清掃事業所) TEL:0566-76-3053